

姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（概要）

〔平成27年姫路市条例第1号  
平成27年3月24日公布〕

目的 (1条)	廃棄物処理施設等の設置等に係る手続を定めることにより、手続の適正化並びに紛争の予防及び調整を図り、もって合意の形成及び生活環境の保全に寄与すること。	
定義 (2条)	○廃棄物処理施設等の設置等・・廃棄物を処理する施設の設置、変更等 ○関係地域・・廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域 ○関係住民・・関係地域に居住する者等	
関係者の責務等 (3条～6条)	○事業計画者は、法に基づく許可の申請等を行う前に、条例手続を実施しなければならない ○市長は、事業計画者が条例手続を適正に終了しないで法に基づく申請をした場合には、法の許可要件に照らして許可しないことができる。	
主な手続	事前相談票 (7条～9条)	○事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に関する事前相談票を提出
	事業計画書 周知計画書 (10条～15条)	○事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に関する事業計画書・周知計画書を提出 ○事業計画書への生活環境影響調査結果書の添付 ○市長・事業計画者による事業計画書の写しの縦覧・閲覧
	事業計画の周知 (16条～17条)	○事業計画者は、周知計画書に基づき、広告・説明会の開催等を通じて住民に周知 ○事業計画者は、説明会等の実施状況報告を市長に提出
	意見書(1回目) 見解書(1回目) (18条～19条)	○事業計画について生活環境保全上の見地から意見を有する者は、市長を経由して意見書を事業計画者に提出(1回目) ○事業計画者は、意見書に対する見解書を市長に提出・周知(1回目) ○市長による提出された見解書の縦覧
	意見書(2回目) 見解書(2回目) (20条～21条)	○事業計画者の見解について生活環境保全上の見地から意見を有する者は、市長を経由して意見書を事業計画者に提出(2回目) ○事業計画者は、意見書に対する見解書を市長に提出・周知(2回目) ○市長による提出された見解書の縦覧
	合意形成 の判断 (22条)	○市長による合意形成状況の判断 (1) 合意の形成が図られているとき。 (2) 事業計画者による手続が適正に実施されておらず、合意の形成が図られていないとき。 (3) 事業計画者による手続は適正に実施されたが、合意の形成が図られていないとき。 ○事業計画者による条例手続が不適正な場合は条例手続のやり直しを指示
	再判断の請求 (23条)	○事業計画者・関係住民は、市長による合意形成状況の判断について不服がある場合、再判断の請求をすることができる。 ○再判断の請求があった場合は、市長は合意形成状況について再判断する。
	意見の調整 (24条)	事業計画者・関係住民は、合意の形成にむけて意見の調整を申し立てることができる。
	手続の終了 (25条)	市長は、手続の終了について事業計画者に通知し、関係住民に周知する。
姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員 (26条)	条例の施行に関し重要な事項に係る調査をするため、姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員を置くことができる。	
雑則 (27条～32条)	○手続の進捗状況を把握できる状態とするため、手続の進捗状況等を公表する ○市長は、事業計画者が条例手続を適正に行わない場合には勧告する ○市長は、事業計画者・関係住民に対し必要に応じて指導・助言を行う 等	
施行期日	平成27年10月1日	
経過措置	条例施行の際、現に廃棄物処理施設等の設置等に係る事前手続が行われている事業計画者については、この条例を適用しない	

## 現行制度

### 姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱

- ①事業者は、事前相談票を市に提出
  - ②市は、指導・審査を行い、審査結果を通知
  - ③事業者は、事業計画事前協議書を市に提出
  - ④市は、指導・審査を行い、審査結果を通知
- (※要綱外の手続)

⑤事業者は、事業計画書・周知計画書を市長に提出  
⑥市長は、指導・審査を行い、審査結果を通知(※明文規定なし。)

⑦事業者は、周知計画に従って「広告・縦覧」し、関係住民及び関係地域に対する「説明会」を開催  
⑧生活環境保全上の意見を有する者が、事業者に意見書を提出

⑨事業者は、市長に説明会の実施状況や意見書に対する見解書を提出

#### 【市長による判断の種類】

- 1 合意の形成が図られている→手続終了へ
- 2 事業者の対応が不適正→手続やり直し
- 3 事業者の対応は適正だが合意の形成が図られていない→手続終了へ

⑩市長は、審査を行い、審査結果を通知(※明文規定なし。)

⑪事業者による許可申請等

## 新制度

### 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例

#### Step 1 事前相談票の提出

- ・事業者は、事前相談票を市長に提出
- ・市長は、指導・審査を行い、審査結果を通知(修正指示)

#### Step 2 事業計画書・周知計画書の提出

- ・事業者は、事業計画・周知計画書を市長に提出
- ・事業計画書に生活環境影響調査結果書の添付
- ・市長は、指導・審査を行い、審査結果を通知(修正指示)

#### Step 3 事業計画の周知

- ・市長・事業者による事業計画の縦覧・閲覧
- ・事業者は、周知計画に従って「広告」、関係住民及び関係地域に対する「説明会」を開催
- ・説明会終了後、事業者は、説明会の実施状況報告書を市長に提出

#### Step 4 合意形成

- ・生活環境保全上意見を有する者が意見書を提出
- ・事業者は、見解書作成・見解の周知等を実施
- ・市長による見解書の縦覧(※2回のやりとり)

#### Step 5 手続終了

【1回目の判断】  
市長は、合意形成状況や手続履行状況を把握し、判断(事業者の対応が不適正な場合は手続のやり直し指示)

■事業者・関係住民が市長の判断結果に不服がある場合は市長に「再判断の請求」

【2回目の判断】  
「再判断の請求」があった場合、市長は調整委員及び事業者・関係住民の意見を聴いて判断

■事業者・関係住民は、市長の判断が「三」で確定したときは、市長に意見調整の「申出」が可能。「申出」により、市長は、意見の調整を行い、事業者・関係住民に結果通知(合意・調整打ち切り)

市長は、終了の通知

事業者による許可申請等

(※正当な理由なく条例手続を経ずに許可申請を行った場合は不許可処分ができる。)